

令和2年度飯能市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 水洗化戸数	25,500戸
(2) 年間有収水量	6,027,000m ³
(3) 1日平均有収水量	16,512m ³
(4) 主要な建設改良事業	
イ 汚水管きよ整備事業	256,960千円
ロ 雨水管きよ整備事業	500,000千円
ハ 管路施設地震対策事業	33,000千円
ニ 浄化センター地震対策事業	72,999千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 下水道事業収益	2,067,235千円	
第1項 営業収益	1,243,135千円	
第2項 営業外収益	725,401千円	

第3項 附 帶 事 業 収 益	93,655千円
第4項 特 別 利 益	5,044千円
	支 出
第1款 下 水 道 事 業 費 用	1,963,159千円
第1項 営 業 費 用	1,704,681千円
第2項 営 業 外 費 用	187,307千円
第3項 附 帶 事 業 費 用	60,951千円
第4項 特 別 損 失	220千円
第5項 予 備 費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額524,666千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額37,519千円、過年度分損益勘定留保資金44,266千円、当年度分損益勘定留保資金422,701千円及び減債積立金20,180千円で補てんするものとする。）。

	収 入
第1款 資 本 的 収 入	1,167,020千円
第1項 企 業 債	575,900千円
第2項 負 担 金 及 び 分 担 金	33,889千円
第3項 他 会 計 補 助 金	195,731千円
第4項 国 庫 補 助 金	361,500千円
	支 出
第1款 資 本 的 支 出	1,691,686千円

第1項 建設改良費 1,046,519千円

第2項 企業債償還金 645,167千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
浄化センター第2期耐震工事委託料	令和3年度	185,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公共下水道事業	千円 575,900	普通貸借 又 証券発行	3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金及び地方公共団体金融機構資金については、その融資条件、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、企業財政の都合により繰上償還し、又は低利債に借り換えることができる。
計	575,900			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 134,374千円

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計への補助を受ける金額は、238,762千円である。

(利益剰余金の処分)

第11条 繰越利益剰余金のうち20,180千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 減債積立金 20,180千円

(たな卸資産購入限度額)

第12条 たな卸資産の購入限度額は、2,786千円と定める。